

事例番号:300427

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 2 日

19:00 子宮口開大のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 2 日

時刻不明 陣痛開始

19:42- 胎児心拍数陣痛図で、反復する高度遷延一過性徐脈もしくは高度遅発一過性徐脈を認める

19:45 自然破水

19:54 内診で臍帯脱出を認める

20:10 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少を認める

20:32 臍帯脱出のため帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 2 日

(2) 出生時体重:2874g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(チューブ・バッグ)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液

投与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 1 ヶ月 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した状態を認めた画像所見に矛盾しない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 5 名、小児科医 4 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、臍帯下垂およびその後の臍帯脱出によって起こった臍帯血流障害による胎児低酸素・酸血症であると考える。

(2) 臍帯脱出の発症時期は、破水を生じた妊娠 41 週 2 日 19 時 45 分頃以降、臍帯脱出が確認された 19 時 54 分までの間であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 41 週 2 日 17 時 50 分の妊産婦からの電話連絡(お腹が張る、何かが出てくるような感じがした)に対して至急来院するように指示したことは一般的である。

(2) 妊娠 41 週 2 日受診後の対応(内診、児頭高いが陣痛あり、子宮口が開大しているため入院としたこと)、および入院後の対応(分娩監視装置装着)は一般的である。

(3) 19 時 11 分からの胎児心拍数陣痛図では胎児心拍数 130 拍/分、基線細変動あり、着けはじめに 1 回、「一過性の徐脈あり」と判読し、経過観察としたこ

とは一般的である。

- (4) 19時45分自然破水し約3分間の「遷延徐脈」ありと判読し、内診を行ったことは一般的である。しかし、その後も一過性徐脈を認める状況で、19時50分に最下点60拍/分程度の早発一過性徐脈で回復良好と医師へ報告したことは一般的ではない。
- (5) 妊娠41週2日20時に臍帯脱出のため帝王切開を決定したこと、帝王切開決定から32分後に児を娩出したことは、いずれも一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与)、および高次医療機関NICUへ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編2017」に則して習熟することが望まれる。
- (2) B群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠35週から37週に実施することが望まれる。

【解説】本事例では「産婦人科診療ガイドライン-産科編2014」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編2017」では、推奨時期が変更されているため、今後は妊娠35週から37週での実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児の低酸素症の状態を推定することが可能である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

国・地方自治体に対して、妊娠中のB群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。